

訪問看護重要事項説明書

様

1. 事業所の目的

医療法人北辰会が開設する氷見訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が実施する指定訪問看護事業及び指定予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従事者（以下「看護師等」という）が、要介護状態及び要支援状態にある者（以下「要介護者」という）で、かかりつけ医師が必要を認めた者に対して、適正な事業の提供を目的とします。

2. 運営の方針

- （1）ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえ全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- （2）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・介護・福祉のサービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- （3）ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療の提供に努めます。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口（８：３０～１７：００）

電話：０８９７－５７－７０１５

担当：信岡 めぐみ（所長）

* ご不明な点はなんでもお尋ね下さい。

4. 氷見訪問看護ステーションの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人北辰会指定訪問看護ステーション
所在地	愛媛県西条市氷見丙４７６番地４
指定となった日	平成７年１１月２１日
サービスを提供する地域	西条市 * 市外の地域の方もご相談に応じます

（2）事業所の職員数

訪問看護従事者	資格	常勤換算
	看護師 作業療法士	２．５人以上 ２人（兼務含む）

5. ステーションの営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 ８：３０～１７：００

土曜日 ８：３０～１２：１５

（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

* 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとり、必要に応じて訪問を行います。

6. サービス内容

①健康相談	・病状の観察、健康チェックと助言
②日常生活の看護	・全身清拭、入浴介助、洗髪や整容等状態に応じた清潔のケア ・排泄のケア（排尿、排便に関する症状観察、必要時に対応） ・寝たきり、褥瘡予防のためのケア （体位変換、除圧法、栄養面等の家族への助言） ・終末期の看護 （在宅での終末期までを支援、介護者への相談・助言・精神的支援）
③精神的、心理的な看護	・不安定な精神、心理的な状況にある利用者への支援・助言
④認知症の看護	・生活リズム、日常生活自立への支援 ・悪化防止のための援助
⑤より効果的な治療のための看護	・慢性疾患（糖尿病、高血圧等）の看護と療養生活についての相談 ・服薬指導、管理 ・留置カテーテル、経管栄養、人工呼吸器、在宅酸素など医療器具装着者への看護、管理 ・かかりつけ医師の指示による処置
⑥介護者に対する支援	・利用者の病状、介護、その他あらゆる日常生活に関する相談・指導 ・介護者に対する精神的支援
⑦在宅リハビリテーション	・体位変換、関節などの運動 ・日常生活動作の訓練 ・呼吸リハビリなどによる安楽な呼吸への支援
⑧24時間対応 （加算に同意された方が対象となります）	・夜間休日などに病状が変化した場合、電話による相談および主治医の指示を受けての対応 ・緊急時には状態に応じての対応

7. 健康保険法の指定訪問看護の利用料

指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
訪問看護利用料は、医療保険の定める報酬に基づき、訪問看護療養費の総額から一部負担金の割合により請求いたします。なお、自己負担限度額は年齢や所得に応じて異なります。

1) 後期高齢者医療保険証及び高齢受給者証を持っている方

一般の方は、訪問看護に要する費用の1～3割（被保険者証に記載）

2) その他各種保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

3) 公費受給者証をお持ちの方は、利用料負担のない場合があります。

●基本利用料金		
訪問看護基本療養費Ⅰ（１日１回につき）	週３回まで	５,５５０円
	週４回以降	６,５５０円
訪問看護基本療養費Ⅱ（１日１回につき） 同一建物居住者で同一日３人以上	週３回まで	２,７８０円
	週４回以降	３,２８０円
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護） 入院中１回（厚生労働大臣が認める疾患等は２回）		８,５００円
訪問看護管理療養費（１日につき） 訪問看護物価対応料	月の初日	７,７１０円
	２日以降	３,０１０円
	月の初日	６０円
	２日以降	２０円
難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者）	１日２回訪問	４,５００円
	１日３回以上の訪問	８,０００円
複数名訪問看護加算	看護師等(週１回)	４,５００円
	看護師等(週３回)	３,０００円
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(午後６時～午後１０時)、早朝（午前６時～午前８時）		２,１００円
深夜訪問看護加算 深夜(午後１０時～午前６時)		４,２００円
長時間訪問看護加算（９０分を超える場合） （週１日）：特別管理加算・特別指示 （週３日）：１５歳未満で（準）超重症児及び別表八の対象		５,２００円
乳幼児加算（６歳未満） ①超重症児又は準重症児 ②別表第７、③第８に掲げる疾患の者		１,４００円／日
		１,８００円／日
●加算の算定		
２４時間対応体制加算（１月につき）		６,８００円
訪問看護医療ＤＸ情報活用加算 電子情報処置システム、資格確認システム等を取り入れ、取得した情報を活用して訪問看護、指導を行った場合		５０円／月
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		１８３０円／月
ベースアップ評価Ⅱ １～１９		３０～５７０円／月

●病状や訪問状況、指導などによっては、以下の料金が加算されます		
特別管理加算（１月につき） Ａ・Ｂの詳細は＊を参照		Ａ：２,５００円
		Ｂ：５,０００円
看護・介護職員連携強化加算（特定業務）		２,５００円
退院時共同指導加算（１回・がん末期等２回／月）		８,０００円
特別管理指導加算（特別管理加算の対象者のみ）		２,０００円

特別管理指導加算(1月につき) (特別管理加算の対象者のみ)	2,000円
退院支援指導加算(退院日)	6,000円
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回)	2,000円
緊急訪問看護加算 利用者又は家族の緊急の求めで、主治医の指示により連携する訪問看護が緊急訪問看護を行った場合	月14日目まで 2,650円 月15日目以上 2,000円
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500円

* A : 厚生労働大臣が血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態にあるもの、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している者

* B : 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

(その他の利用料)

休日加算料	休業日(土曜12:30~18:00・日曜、祝祭日の8:00~18:00)	1,600円
その他の利用料	延長料金 30分 1時間	1,500円 3,000円
	死後の処置料	10,000円(税別)
交通費	当ステーションから 地図上の距離で算定	2kmまで 100円
		5kmまで 200円
		5km以上 300円

尚、交通費及び休業日の時間外加算は1回の訪問につき1回算定させていただきます。

(4) 前項の費用に関わるサービスの提供にあたってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(5) 当ステーションは、第3者評価の実施はしておりません。

8. 利用料金のお支払いについて

口座引き落としの手続きをお願いいたします。

翌月の指定日に引き落としさせていただきます。

9. 衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備・備品等の衛生的な管理に努めます。

10. 事故発生時の対応等

- (1) ステーションは、業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ステーションは、業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 緊急時等における対応方法

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時緊急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求め、関係機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告します。

12. 個人情報の保護

ステーションは在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有しています。個人情報保護法の趣旨に従い厳重に管理します。

(1) 個人情報に対するステーションの基本姿勢

ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理します。

(2) ステーションが保有する個人情報の利用目的

ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用させていただきます。また、利用者の皆様の個人情報は訪問看護の提供以外にも以下のような場合、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム、介護保健施設入所時の照会への回答
- ・保険者への相談、届け出及び照会への回答
- ・学会、研究会等での事例研究発表
- ・学生等の実習、研修への協力のため

(3) ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は法律に定められた期間保存することを義務づけられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については適用される法律ごとに異なります。

13. 虐待防止に関する事項

(1) ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催（2回以上／年）
- ② 虐待を防止するための看護師等に対する研修（1回以上／年）

③ 虐待防止のための指針

(2) ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(3) 身体拘束等について

① ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。

② ステーションは、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 業務継続計画の策定等

(1) ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) ステーションは、看護師等に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. サービス内容に関する苦情

当事業所のサービス内容に関する苦情は担当者が承ります。

担当者：信岡 めぐみ 0897-57-7015

1 6. その他利用についての留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ・訪問看護記録はご希望があれば、後日プリントアウトし次回訪問時、ご自宅にお持ちいたします。
- ・他の利用者に影響を与える可能性のある疾患（感染症：コロナ・インフルエンザ・ノロウイルス・他）が、明らかとなった場合は速やかに事業所に連絡してください。訪問時間帯等の変更がある場合があります。
- ・暴風雨警報など、きわめて天候が不良の場合、大規模自然災害の場合は、訪問を見合わせる、又は日時の変更等の調整を行う場合があります。
- ・ステーションは適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・看護師等へのお心使いは遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

(ご利用者) 住所

氏名 印

(続柄：) 住所

氏名 印

(立会人：) 住所

氏名 印

訪問看護の提供開始にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 西条市氷見丙4 7 6 番地4
事業者 医療法人北辰会
理事長 眞鍋 克己 印

所属 氷見訪問看護ステーション
説明者 信岡 めぐみ 印